

富山県介護支援専門員の資格及び研修体系

介護支援専門員実務研修受講試験
合格者

介護支援専門員実務研修
(法69条の2第1項)
* 研修時間：87時間以上(15日間) + 実習

研修修了～3ヶ月以内に申請

登録(介護支援専門員資格登録簿記載)

介護支援専門員証交付(有効期間5年)

介護支援専門員実務従事者(注1)

実務非従事者

現任(実務従事者)研修

介護支援専門員専門研修課程Ⅰ
* 実務経験6ヶ月以上～
* 研修時間：56時間以上

※初回の証交付以降、初めて実務に就いた者は、専門Ⅰ⇒専門Ⅱの順に受講が必要です。

介護支援専門員専門研修課程Ⅱ(1回目)
* 実務経験3年以上～
* 研修時間：32時間以上

専門研修課程Ⅰ・Ⅱ修了者申請

更新(有効期間満了1年以内)研修(法69条の8第2項)

有効期間内に実務経験 **有**
現任研修の専門Ⅰ及び専門Ⅱ未受講者

介護支援専門員更新研修A(注4)
* 研修時間：88時間以上

有効期間内に実務経験 **無**
介護支援専門員証の更新を受けようとする者

介護支援専門員更新研修B(注3)
* 研修時間：54時間以上 + 実習

申請

主任介護支援専門員研修
* 一定の実務経験等、富山県で定める要件を満たす者
* 研修時間：70時間以上

主任介護支援専門員更新研修又は専門研修課程Ⅱ

申請

※主任介護支援専門員更新研修受講・修了者は、専門Ⅱの受講を免除できます。

現任研修の**専門研修課程Ⅱ(2回目以降)又は更新研修A内の専門研修課程Ⅱ(2回目以降)**

申請

※現任研修又は更新研修Aにより介護支援専門員証の更新を1度行った者は、**2回目以降の更新は、現任研修又は更新研修Aの専門研修課程Ⅱのみの受講・修了で更新申請が可能です。**

更新研修B(54時間+実習)

申請

介護支援専門員実務従事者

介護支援専門員証更新(有効期間5年)

実務非従事者

介護支援専門員証更新(有効期間5年)

申請

登録後5年経過

※登録は消除されません。

介護支援専門員再研修(注3)
(法69条の7第2項)
* 研修時間：54時間以上
* 登録後5年を経過、又は介護支援専門員証失効後に介護支援専門員証を受けようとする者

再度介護支援専門員証の交付を受ける場合(介護支援専門員として再び従事する予定がある場合)

有効期間を更新しない場合

介護支援専門員証失効

証は失効しても、登録は消除されません。

(注1) 「実務従事者」とは、原則、介護支援専門員証の有効期間内に、介護サービス計画の作成者、居宅介護支援事業所の管理者、地域包括支援センターの主任介護支援専門員として従事した者をいう。
(注2) 専門研修課程Ⅰ及びⅡ、主任介護支援専門員研修は、就業都道府県での受講、更新研修及び再研修は、登録都道府県での受講となる。
(注3) 更新研修B、再研修は同等の内容となる。
(注4) 専門研修課程Ⅰ及びⅡと更新研修Aは同等の内容となる。